

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけでなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。

DVは、当事者が被害者又は加害者であることの意識が薄い傾向があるため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。

このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、令和5年には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。

また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。

平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。平成31年3月には、「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

本計画は、第3次計画の期間が、令和5年度までとなっていることから、第3次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) この計画は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- (3) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の基本方針¹が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）

本計画では、配偶者暴力防止法が対象とする、配偶者や元配偶者、事実婚の状態にある者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、恋人など親密な関係にある人からの暴力を含めて「配偶者等からの暴力（DV）」と表現します。なお、暴力の範囲には、次のものを含みます。

身体的暴行

（例）殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行

心理的攻撃

（例）人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分若しくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫

（例）生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要

（例）嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

¹ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（内閣府，国家公安委員会，法務省，厚生労働省）